

# 令和元年「賃金構造基本統計調査」計画の変更について

- 「賃金構造基本統計調査」は、労働者の賃金の実態を、雇用形態・職種・性・年齢・学歴・経験年数別等に明らかにすることを目的とする基幹統計。
- 「オンライン調査」の導入（令和2年）を念頭に、行政事務の効率化を図りつつ、報告者負担の軽減と、回収率と統計精度の向上を目指し、令和元年実施調査に係る調査計画について3月13日に調査計画の変更申請。3月18日に総務省から統計委員会に諮問、4月26日に答申を得た。

## 生じた問題点・更なる改善点

### 問題① 調査方法

調査計画では調査員調査。  
実際は調査票の配布・回収ともにほぼ全て郵送。

### 課題① 報告者負担の軽減

- ・報告義務者は各事業所の事業主。ただし、賃金情報等を把握していない場合、本社で調査票を記入。企業、回収する行政ともに負担。
- ・紙媒体に記入する負担が大きい。

### 課題② 行政事務の効率化

### 問題② 提出期限

督促期間の確保等のため、調査計画(7月31日)よりも早い提出期限を定めた例あり。

### 問題③ 調査対象範囲

調査計画では「宿泊業、飲食サービス業」全体を対象。実際は、そのうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査非対象となっていた。

### 課題③ 政策ニーズへの対応

- ・就労目的の外国人の就労状況、賃金の実態等を把握する必要あり。

## 答申を踏まえた令和元年調査計画

- ①「郵送調査」を基本としつつ、統計調査員等により督促・回収
- ②調査票は本省から事業所に直接配布（労働局等を介さない）
- ③本社一括調査の実施  
※大臣が指定する企業は、本社等が傘下の事業所分を本省に報告
- ④電子媒体による調査の試行的な実施  
(オンライン化に向けた過渡的な対応)

諮問された計画変更案に追加

運用上の工夫

回収業務や督促履歴を本省と労働局がオンタイムで管理・共有

運用上の工夫

本省配付により提出期限(7月31日)を統一

- ⑤「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を含め調査

諮問された計画変更案から変更

運用上の工夫

時系列比較において混乱が生じないように丁寧に情報を提供

- ⑥在留資格を把握する調査項目の追加

令和元年「賃金構造基本統計調査」計画の変更に係る統計委員会の審議及び今後の課題について

| 項目                           | 変更内容等  | 統計委員会における審議の結果   |
|------------------------------|--|--|
| 1 計画の変更<br>(1) 調査対象の属性的範囲の変更 | ○日本標準産業分類(平成25年10月改定)の大分類「宿泊業、飲食サービス業」のうち中分類「飲食店」の小分類「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に属する事業所を調査対象から除外   | ◆「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査対象産業に含めて調査を実施した上で、その結果や利活用状況等を踏まえ、統計に関する有識者の知見も活用して十分検証・整理を行うことが必要<br>◆今回調査における結果提供に当たっては、時系列比較に留意が必要なことから、丁寧な情報提供を行うことが必要  |
| (2) 報告を求める者の変更               | ○一括調査方式の導入に伴い、企業を代表する者を報告者に追加  | 【 <b>適当と整理</b> 】<br>(調査の効率化、報告者負担の軽減に資するもの)  |
| (3) 報告を求める事項の変更              | ○外国人労働者の「在留資格」を把握する調査事項の追加【 <b>個人票</b> 】   | 【 <b>適当と整理</b> 】<br>(施策ニーズへの対応を図るもの)<br><br><今後の課題><br>外国人労働者の就労状況の的確な把握等の観点から、 <u>外国人労働者の「国籍」の把握についても検討が必要</u>  |
|                              | ○「労働者の番号又は氏名」を把握する調査事項の削除【 <b>個人票</b> 】  | 【 <b>おおむね適当と整理</b> 】<br>(報告者の忌避感や記入負担を軽減し「備考」欄への識別番号の記入により代替を図るもの)<br><br><主な意見><br>◆労働者レベルでのデータ接続(パネル化)により、労働者ごとの賃金変化が分かるような統計作成についても、今後検討してほしい。  |
|                              | ○改元に伴う調査年次の表記の変更【 <b>事業所票及び個人票</b> 】   | 【 <b>適当と整理</b> 】<br>(改元に伴い変更するもの)  |
| (4) 報告を求めするために用いる方法の変更       | ○現行の調査計画における調査員調査から、厚生労働省から一括して調査票を郵送配布し、都道府県労働局及び労働基準監督署経由により郵送提出することを原則としつつ、一部、調査員又は職員により調査票を回収、または、企業の本社が傘下の調査対象事業所の調査票に一括回答し郵送提出する方法に再編・整理 | 【 <b>おおむね適当と整理</b> 】<br>(本調査の実情を踏まえつつ、調査精度の確保・向上及び調査の効率的実施等の観点から、調査方法の再編・整理を図るもの。また、2020年調査から導入予定のオンライン調査の推進にも寄与)<br>◆ただし、更なる報告者の利便性の向上及び負担軽減の観点から、 <u>一括調査企業について電子媒体による調査票の提出も可能とすることが必要</u><br>◆調査方法に変更が生じていたことや、回収率の推移等、結果利用上参考となる情報提供の充実を図ることが必要 |
| (5) 集計事項の変更                  | ○外国人労働者の「在留区分」を把握する調査事項の追加に伴う集計事項の追加   | 【 <b>おおむね適当と整理</b> 】<br>(施策ニーズ等への対応を図るもの)<br><br><今後の課題><br>外国人労働者の「在留資格」に関連した集計事項について、調査結果を踏まえ、 <u>性別、地域別等の集計の充実を図ることについて検討することが必要</u>  |

| 項目                                     | 変更内容等   | 統計委員会における審議の結果  |
|--|---|---|
| <p>2 公的統計の整備に関する基本的な計画における課題への対応状況</p> | <p>(1) 統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供<br/> (2) 個人票の匿名データの提供の検討<br/> (3) 調査方法の見直し、公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、事業所内の全労働者調査の検討</p> | <p>&lt;今後の課題&gt;<br/> 公的統計の整備に関する基本的な計画に対応するための取組については、以下の事項について取組の強化が必要</p> <p>① 毎月勤労統計との比較では、両統計の推計方法が異なることに留意しつつ、適切な比較・分析を行うほか、集計値を用いた比較に加え、同一事業所の個票を用いた比較についても検討すること</p> <p>&lt;主な意見&gt;<br/> ◆毎月勤労統計と賃金構造基本統計を集計値ベースで比較するのであれば、復元方法を揃えた上で比較するなど、十分注意する必要がある。<br/> ◆連続して回答されている事業所と調査協力が得られなかった事業所との比較を行うことにより、回答事業所の属性など、非標本誤差の評価・分析ができるのではないか。</p> <p>② 賃金水準について、本統計と類似の統計との比較可能性についても検討すること</p> <p>③ 匿名データ化の検討に当たり、個人票の情報のみならず、当該事業所票の情報を付加することも含め、利用者にとって利便性の高いデータ提供に向けて検討を進めること</p> <p>④ 回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更に当たっては、可能な限り<u>過去の調査結果についても遡って推計、公表を行うよう検討</u>すること</p> <p>⑤ 調査対象事業所の判断により<u>事業所内の全労働者を調査対象とする場合における調査結果の推計方法について検討</u>すること。<br/> &lt;主な意見&gt;<br/> ◆事業所において適切に確率抽出されているかという課題もあるので、労働者を抽出して報告するよりも、全労働者のデータを報告した方が手間が省けるというメリットもある。<br/> ◆全労働者を調査する事業所と抽出で行う事業所があった場合、復元に用いるウェイトの作り方が難しいのではないか。</p> <p>⑥ 事業所票及び個人票の既存の調査事項について、個人票における短時間労働者の最終学歴の把握等を含め、見直しの余地を検討すること。<br/> &lt;主な意見&gt;<br/> ◆日本の職種区分は階級という考え方が入っていないため、企業規模 100 人未満の事業所についても役職を把握することで、同じ職種の中で階級ごとの賃金額が分かるのではないか。<br/> ◆多文化社会・共生社会ということを考える際の基本的な情報として、外国人労働者の国籍のデータは重要と考えられる。</p> |